

藤沢市議会定例会議案

2018年（平成30年）2月15日提出

目 次

議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について (藤沢市北部環境事業所新 2 号炉建設工事) ……………	1
議案第 8 4 号	工事請負契約の変更契約の締結について (宮ノ下公園基盤整備工事) ……………	5
議案第 8 5 号	特定事業契約の締結について (藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業) ……………	6
議案第 8 6 号	市道の認定について ……………	8
議案第 8 7 号	市道の廃止について ……………	1 0
議案第 8 8 号	藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正 について ……………	1 1
議案第 8 9 号	藤沢市職員定数条例の一部改正について ……………	1 4
議案第 9 0 号	藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の 一部改正について ……………	1 5
議案第 9 1 号	藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正 について ……………	1 6
議案第 9 2 号	藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員 の育児休業等に関する条例の一部改正について ……………	3 4
議案第 9 3 号	藤沢市手数料条例の一部改正について ……………	3 6
議案第 9 4 号	藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条 第 3 項ただし書の規模を定める条例の廃止について ……	3 8
議案第 9 5 号	藤沢都市計画事業北部第二 (三地区) 土地区画整理事業 施行条例の一部改正について ……………	3 9

議案第 9 6 号	藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業 施行条例の廃止について	4 0
議案第 9 7 号	藤沢市都市公園条例の一部改正について	4 1
議案第 9 8 号	藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正について	4 2
議案第 9 9 号	藤沢市市営住宅条例の一部改正について	4 3
議案第 1 0 0 号	藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について	4 4
議案第 1 0 1 号	藤沢市国民健康保険条例の一部改正について	4 6
議案第 1 0 2 号	藤沢市介護保険条例の一部改正について	5 1
議案第 1 0 3 号	藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例の 制定について	5 3
議案第 1 0 4 号	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に 関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	5 5
議案第 1 0 5 号	藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 について	5 9
議案第 1 0 6 号	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 について	6 0
議案第 1 0 7 号	藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部改正について	6 1
議案第 1 0 8 号	藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等 に関する条例の一部改正について	6 2
議案第 1 0 9 号	藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 について	6 5
議案第 1 1 0 号	藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例 の一部改正について	6 7

工事請負契約の締結について

藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町11番1号

荏原環境プラント株式会社 東日本営業部

部長 鈴木 洋 治

2 工事の概要

- (1) 設計業務一式
- (2) 解体工事一式
- (3) プラント設備工事一式
- (4) 建築工事一式
- (5) 外構工事一式

3 契約金額

11,161,746,000円

4 工事の場所

藤沢市石川2168番地

5 工期

議決の日着工

2023年（平成35年）3月31日しゅん工予定

提案理由

藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第83号資料1>

藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事請負契約の相手方状況調書

1 会社名 東京都大田区羽田旭町11番1号

荏原環境プラント株式会社

代表取締役社長 市原 昭

(東日本営業部 部長 鈴木 洋治)

2 資本金 5,812,000千円

3 年間工事高

平成28年3月期	清掃施設工事	23,887,415千円
	その他工事	7,264,265千円
	合計	31,151,680千円
平成27年3月期	清掃施設工事	28,416,159千円
	その他工事	7,735,061千円
	合計	36,151,220千円

4 職員数 技術職員 1,698人

事務職員 334人

合計 2,032人

5 創業 2006年(平成18年)

6 主な工事実績

仮称リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事

(藤沢市以外発注)

2012年(平成24年)3月しゅん工

13,408,500千円

(仮称)次期環境事業センター整備事業(藤沢市以外発注)

2013年(平成25年)9月しゅん工

11,398,875千円

< 議案第 8 3 号資料 2 >

藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業審査状況調書

事業者選定方法 : 公募型プロポーザル方式

審査項目 : 非価格要素 (配点 6 0 点)

価格要素 (配点 4 0 点)

審査方法 : 藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業審査委員会を設置し、審査した。非価格要素の評価は、より優れた提案に対して評価する加点方式により得点化した。価格要素の評価は、最も低い価格を提案した応募グループに 4 0 点を付与し、その他の応募グループは、最も低い提案価格との比率によって評価点を算出し、得点化した。非価格要素審査の得点と価格要素の得点を合計し、総合評価点の最も高い者を最優秀提案者として選定し、優先交渉権者とする。

参加者		非価格要素 審査の得点 (A)	価格審査の 得点 (B)		総合 評価値 (A) + (B)
受付 グループ名	代表企業名			提案価格 (税抜)	
かわせみ グループ	荏原環境プラント株式会社	42.45 点	40.00 点	17,157,770,000 円	82.45 点
ふじ グループ	株式会社タクマ	47.93 点	32.07 点	21,400,000,000 円	80.00 点

工事請負契約の変更契約の締結について
宮ノ下公園基盤整備工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

宮ノ下公園基盤整備工事

湘南グリーンサービス・小池造園共同企業体

代表者 藤沢市遠藤3627番地の9

株式会社湘南グリーンサービス

代表取締役 富田 瑞穂

2 変更の内容

契約金額

変 更 前	減 額 分	変 更 後
194,400,000円	1,601,640円	192,798,360円

提案理由

宮ノ下公園基盤整備工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

特定事業契約の締結について

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業について、次のとおり契約を締結する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

ふじがおか^{いきいき}活々交流株式会社

代表取締役 小澤 幸喜

2 事業の概要

- (1) 「藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業」の対象となる公共施設（以下「本施設」という。）の統括管理業務
- (2) 本施設の設計業務
- (3) 本施設の建設業務
- (4) 本施設の工事監理業務
- (5) 本施設の維持管理業務
- (6) 本施設施工完了後の藤沢市への所有権移転業務
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

3 契約金額

4,136,695,998円

4 事業の場所

藤沢市藤が岡二丁目3番1ほか

5 事業の期間

議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで

- (1) 本施設の統括管理業務
議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで
- (2) 本施設の設計業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (3) 本施設の建設業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (4) 本施設の工事監理業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (5) 本施設の維持管理業務
2021年（平成33年）4月1日から2041年（平成53年）3月31日まで
- (6) 本施設施工完了後の藤沢市への所有権移転業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで

提案理由

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業について、特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出する。

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 抜粋
(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡三丁目6742番42地先		5.0	14.7
	932号線	鵜沼松が岡三丁目6742番39地先			
2	鵜沼	本鵜沼一丁目2700番22地先		4.5	20.0
	933号線	本鵜沼一丁目2700番19地先			
3	藤沢	大鋸一丁目76番24地先		4.5	14.5
	762号線	大鋸一丁目76番20地先			
4	明治	城南一丁目1286番2地先		4.0 ~ 4.5	52.0
	509号線	城南一丁目1286番6地先			
5	六会	西俣野字北窪54番3地先		4.5	32.2
	891号線	西俣野字北窪63番1地先			
6	湘南台	湘南台七丁目52番17地先		4.5	22.9
	438号線	湘南台七丁目52番13地先			

提案理由

鶺鴒 9 3 2 号線ほか 5 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	本鵜沼 482-1 号線	本鵜沼四丁目3823番地先		2.1	77.0
		本鵜沼四丁目3813番3地先			

提案理由

本鵜沼482-1号線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条―第59条」を「第57条・第58条」に、「第60条―第64条」を「第59条―第63条」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて次のア又はイに該当するものをいう。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第4条第5号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第8条第1項中「個人情報」の次に「（以下「要配慮個人情報」という。）」を加え、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 社会的身分

(4) 病歴

第8条第1項に次の3号を加える。

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報

第8条第2項中「同項各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第3項中「第1項各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第12条の3第1項第2号中「第19条第14号」を「第19条第15号」に改める。

第23条第1号中「識別することができるもの」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第24条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第59条を第58条とする。

第9章中第60条を第59条とし、第61条を第60条とし、第62条を第61条とする。

第63条中「第60条又は第61条」を「第59条又は第60条」に改め、同条を第62条とし、第64条を第63条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、個人識別符号が個人情報に該当することを明確化すること及び要配慮個人情報の定義を設けることにより、保有する個人情報の適正な取扱いを確保する等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,038人」を「2,052人」に、「797人」を「808人」に、「228人」を「230人」に、「3,544人」を「3,571人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加に対応し、及び既存の業務を見直すこと等に伴い、職員定数を改める必要による。

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和32年藤沢市条例第29号)
の一部を次のように改正する。

附則中第8項を第9項とし,第7項を第8項とし,第6項の次に次の1項を加える。

7 平成30年2月15日に市長であつた者の同日の属する任期における在職の間,第2条の規定により市長等に支給する給料の額は,第3条各号の規定にかかわらず,当該各号に定める額に,市長にあつては100分の88を,副市長にあつては100分の90を,教育長にあつては100分の95を乗じて得た額とする。ただし,第7条第1項に規定する退職手当の額の算出基礎となる給料月額については,第3条各号に規定する額とする。

附 則

この条例は,平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは,本市の財政状況を鑑み,常勤特別職職員の給料削減を図る必要による。

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について
 藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市一般職員の給与に関する条例(昭和26年藤沢市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に、「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

第22条中「396,200円」を「396,700円」に、「543,000円」を「543,400円」に改める。

附則第3項中「778,000円」を「778,300円」に改め、附則第8項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員	1	153,000	209,400	261,400	286,000	313,000	349,700	392,500	438,600
	2	154,400	211,300	263,300	288,200	315,100	352,200	394,800	441,600
	3	155,700	213,100	265,100	290,500	317,400	354,600	397,200	444,400
	4	157,000	215,100	267,200	292,500	319,600	357,100	399,500	447,300
	5	158,300	216,900	269,000	294,500	321,700	359,000	401,300	450,200
	6	159,800	218,700	270,900	296,800	323,700	361,400	403,500	453,000
	7	161,300	220,400	272,800	299,100	325,800	363,600	405,600	455,900
	8	163,000	222,200	274,900	301,300	328,000	366,000	407,700	458,900
	9	164,300	223,900	277,000	303,300	330,000	368,400	409,600	461,500
	10	165,800	225,600	279,000	305,500	332,100	371,100	411,600	464,400
	11	167,300	227,200	281,000	307,700	334,100	373,600	413,600	467,300
	12	168,800	229,000	283,000	310,000	336,300	376,200	415,700	470,300
	13	170,200	230,600	285,000	312,100	338,000	378,500	417,300	472,900
	14	173,000	232,200	287,100	314,200	340,000	380,700	419,000	475,100
	15	175,600	233,700	289,100	316,400	342,100	382,900	421,000	477,300
	16	178,200	235,300	291,100	318,400	344,000	385,200	422,900	479,500
	17	180,900	236,800	293,000	320,400	345,700	386,900	424,700	481,500
	18	182,700	238,500	295,000	322,400	347,700	388,900	426,400	482,800
	19	184,400	240,000	297,100	324,400	349,400	390,700	428,200	484,300
	20	186,100	241,600	299,100	326,400	351,300	392,400	429,800	485,600
	21	187,600	243,000	301,100	328,200	353,300	394,300	431,500	486,700
	22	189,400	244,500	303,200	330,300	355,100	396,000	433,000	488,100
	23	191,200	246,100	305,200	332,200	357,100	397,800	434,300	489,500
	24	193,000	247,500	307,300	334,300	359,000	399,600	435,800	491,000
	25	194,600	249,000	309,000	335,700	360,900	401,300	437,100	492,000
	26	196,400	250,500	311,100	337,600	362,800	402,800	438,400	493,100
	27	198,200	251,800	313,100	339,500	364,800	404,200	439,600	494,200
	28	200,000	253,200	315,100	341,400	366,700	405,800	440,800	495,400
	29	201,600	254,700	316,900	343,100	368,200	407,300	441,700	496,300
	30	203,500	256,500	318,900	344,900	370,000	408,600	442,400	497,200
	31	205,300	258,200	320,900	346,800	371,700	409,900	443,200	498,000
	32	207,100	260,000	323,000	348,600	373,300	411,000	443,900	498,900
	33	208,800	261,600	324,300	350,500	375,100	412,200	444,500	499,700
	34	210,600	263,400	326,300	352,300	376,400	413,400	445,300	500,500
	35	212,500	265,100	328,200	354,100	377,900	414,700	446,000	501,200
	36	214,300	266,800	330,300	355,800	379,500	415,900	446,600	501,700
	37	215,700	268,900	332,200	357,200	380,900	417,000	447,000	502,400
	38	217,500	270,800	334,100	358,400	382,000	417,800	447,600	502,900
	39	219,200	272,600	336,100	359,800	383,200	418,600	448,200	503,700
	40	221,000	274,400	338,000	361,200	384,300	419,300	448,800	504,300
	41	222,800	276,100	339,900	362,500	385,400	419,900	449,200	504,700
	42	224,500	278,000	341,800	363,400	386,600	420,600	449,700	505,300

43	226,100	279,900	343,600	364,500	387,700	421,300	450,100	506,100
44	227,700	281,600	345,500	365,600	388,800	421,900	450,400	506,700
45	229,200	283,300	347,000	366,400	389,500	422,700	450,700	507,100
46	230,900	285,200	348,400	367,300	390,200	423,500	451,200	507,700
47	232,600	287,000	349,900	368,200	390,900	423,900	451,600	508,500
48	234,200	288,900	351,400	369,100	391,600	424,600	451,800	509,100
49	235,400	290,500	353,000	370,000	392,200	425,000	452,100	509,500
50	236,900	292,200	353,800	370,700	392,800	425,400	452,600	510,100
51	238,300	294,000	355,000	371,500	393,200	425,800	453,000	510,900
52	239,600	295,900	356,000	372,300	393,600	426,200	453,300	511,500
53	240,900	297,500	356,900	373,000	394,000	426,600	453,600	511,900
54	242,100	299,200	358,000	373,700	394,300	427,000	454,100	
55	243,200	300,700	358,900	374,400	394,600	427,400	454,400	
56	244,400	302,300	359,900	375,100	394,900	427,700	454,700	
57	245,700	303,900	360,800	375,600	395,200	427,900	455,000	
58	246,900	305,600	361,500	376,200	395,500	428,300		
59	248,100	307,200	362,200	376,800	395,800	428,600		
60	249,400	309,000	362,900	377,500	396,100	428,900		
61	250,300	310,000	363,300	377,900	396,400	429,200		
62	251,700	311,500	363,900	378,600	396,700	429,600		
63	253,200	313,000	364,600	379,200	397,000	429,900		
64	254,700	314,600	365,300	379,800	397,300	430,200		
65	256,100	316,200	365,600	380,200	397,600	430,500		
66	257,500	317,800	366,300	380,800	397,900	430,800		
67	258,900	319,400	367,000	381,400	398,200	431,100		
68	260,200	320,900	367,700	382,000	398,500	431,400		
69	261,400	322,500	368,000	382,400	398,700	431,700		
70	262,800	323,700	368,600	382,900	398,900	432,100		
71	264,200	324,900	369,300	383,400	399,200	432,400		
72	265,500	326,100	369,900	383,900	399,500	432,700		
73	266,700	326,800	370,200	384,200	399,700	433,000		
74	267,800	327,700	370,800	384,600	400,000			
75	269,100	328,500	371,500	385,000	400,300			
76	270,400	329,300	372,100	385,400	400,500			
77	271,400	330,200	372,500	385,700	400,700			
78	272,500	330,600	373,000	386,000	401,000			
79	273,900	331,300	373,600	386,300	401,300			
80	275,200	332,100	374,100	386,600	401,500			
81	276,200	332,900	374,600	386,800	401,700			
82	277,200	333,600	375,200	387,100	402,000			
83	278,100	334,300	375,700	387,400	402,300			
84	279,200	335,000	376,000	387,600	402,500			
85	280,300	335,500	376,400	387,800	402,700			
86	281,300	336,200	376,900	388,100	403,000			
87	282,200	336,700	377,300	388,400	403,300			

88	283,300	337,300	377,700	388,600	403,500				
89	283,900	337,600	378,100	388,800	403,700				
90	284,800	338,100	378,600	389,100	404,000				
91	285,500	338,500	379,000	389,400	404,300				
92	286,400	339,000	379,400	389,600	404,400				
93	287,400	339,400	379,700	389,800	404,600				
94	288,200	339,900	380,200	390,100	404,900				
95	289,000	340,400	380,600	390,400	405,200				
96	289,800	340,900	381,000	390,600	405,400				
97	290,600	341,200	381,300	390,800	405,600				
98		341,600	381,800	391,100					
99		342,100	382,200	391,400					
100		342,500	382,600	391,600					
101		342,800	382,900	391,800					
102		343,200	383,400	392,100					
103		343,700	383,800	392,400					
104		344,100	384,200	392,600					
105		344,300	384,500	392,800					
106		344,700	385,000	393,100					
107		345,200	385,400	393,400					
108		345,600	385,800	393,600					
109		345,700	386,100	393,800					
110		346,200	386,600	394,100					
111		346,600	387,000	394,400					
112		346,900	387,400	394,600					
113		347,200	387,700	394,800					
114		347,600							
115		348,000							
116		348,400							
117		348,900							
118		349,400							
119		349,800							
120		350,200							
121		350,700							
122		351,100							
123		351,400							
124		351,700							
125		352,200							
再任用 職員		190,100	218,000	258,600	278,300	293,600	319,400	361,700	395,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

（単位 円）

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1		144,000	158,300	193,300	261,400	286,000
	2		145,100	159,800	195,400	263,300	288,200
	3		146,300	161,300	197,400	265,100	290,500
	4		147,400	163,000	199,500	267,200	292,500
	5		148,500	164,300	201,600	269,000	294,500
	6		149,600	165,800	203,600	270,900	296,800
	7		150,700	167,300	205,500	272,800	299,100
	8		151,900	168,800	207,500	274,900	301,300
	9		153,000	170,200	209,400	277,000	303,300
	10		154,400	173,000	211,300	279,000	305,500
	11		155,700	175,600	213,100	281,000	307,700
	12		157,000	178,200	215,100	283,000	310,000
	13		158,300	180,900	216,900	285,000	312,100
	14		159,800	182,700	218,700	287,100	314,200
	15		161,300	184,400	220,400	289,100	316,400
	16		163,000	186,100	222,200	291,100	318,400
	17		164,300	187,600	223,900	293,000	320,400
	18		165,800	189,400	225,600	295,000	322,400
	19		167,300	191,200	227,200	297,100	324,400
	20		168,800	193,000	229,000	299,100	326,400
	21		170,200	194,600	230,600	301,100	328,200
	22		173,000	196,400	232,200	303,200	330,300
	23		175,600	198,200	233,700	305,200	332,200
	24		178,200	200,000	235,300	307,300	334,300
	25		180,900	201,600	236,800	309,000	335,700
	26		182,700	203,500	238,500	311,100	337,600
	27		184,400	205,300	240,000	313,100	339,500
	28		186,100	207,100	241,600	315,100	341,400
	29		187,600	208,800	243,000	316,900	343,100
	30		189,400	210,600	244,500	318,900	344,900
	31		191,200	212,500	246,100	320,900	346,800
	32		193,000	214,300	247,500	323,000	348,600
	33		194,600	215,700	249,000	324,300	350,500
	34		196,100	217,500	250,500	326,300	352,300

35	197,600	219,200	251,800	328,200	354,100
36	199,100	221,000	253,200	330,300	355,800
37	200,400	222,800	254,700	332,200	357,200
38	201,700	224,500	256,500	334,100	358,400
39	203,100	226,100	258,200	336,100	359,800
40	204,400	227,700	260,000	338,000	361,200
41	205,700	229,200	261,600	339,900	362,500
42	207,000	230,900	263,400	341,800	363,400
43	208,300	232,600	265,100	343,600	364,500
44	209,600	234,200	266,800	345,500	365,600
45	210,800	235,400	268,900	347,000	366,400
46	212,200	236,900	270,800	348,400	367,300
47	213,500	238,300	272,600	349,900	368,200
48	214,800	239,600	274,400	351,400	369,100
49	215,900	240,900	276,100	353,000	370,000
50	217,000	242,100	278,000	353,800	370,700
51	218,000	243,200	279,900	355,000	371,500
52	219,100	244,400	281,600	356,000	372,300
53	220,200	245,700	283,300	356,900	373,000
54	221,200	246,900	285,200	358,000	373,700
55	222,200	248,100	287,000	358,900	374,400
56	223,200	249,400	288,900	359,900	375,100
57	223,700	250,300	290,500	360,800	375,600
58	224,600	251,700	292,200	361,500	376,200
59	225,400	253,200	294,000	362,200	376,800
60	226,300	254,700	295,900	362,900	377,500
61	227,000	256,100	297,500	363,300	377,900
62	228,000	257,500	299,200	363,900	378,600
63	228,800	258,900	300,700	364,600	379,200
64	229,700	260,200	302,300	365,300	379,800
65	230,400	261,400	303,900	365,600	380,200
66	231,200	262,800	305,600	366,300	380,800
67	232,100	264,200	307,200	367,000	381,400
68	233,300	265,500	309,000	367,700	382,000
69	234,000	266,700	310,000	368,000	382,400
70	234,700	267,800	311,500	368,600	382,900
71	235,300	269,100	313,000	369,300	383,400
72	236,100	270,400	314,600	369,900	383,900
73	236,900	271,400	316,200	370,200	384,200
74	237,600	272,500	317,800	370,800	384,600
75	238,300	273,900	319,400	371,500	385,000
76	238,900	275,200	320,900	372,100	385,400
77	239,600	276,200	322,500	372,500	385,700
78	240,400	277,200	323,700	373,000	386,000
79	241,200	278,100	324,900	373,600	386,300

80	241,900	279,200	326,100	374,100	386,600
81	242,600	280,300	326,800	374,600	386,800
82	243,300	281,300	327,700	375,200	387,100
83	244,000	282,200	328,500	375,700	387,400
84	244,700	283,300	329,300	376,000	387,600
85	245,300	283,900	330,200	376,400	387,800
86	246,000	284,800	330,600	376,900	388,100
87	246,700	285,500	331,300	377,300	388,400
88	247,400	286,400	332,100	377,700	388,600
89	248,000	287,400	332,900	378,100	388,800
90	248,500	288,200	333,600	378,600	389,100
91	248,800	289,000	334,300	379,000	389,400
92	249,200	289,800	335,000	379,400	389,600
93	249,500	290,600	335,500	379,700	389,800
94		291,100	336,200	380,200	390,100
95		291,500	336,700	380,600	390,400
96		292,000	337,300	381,000	390,600
97		292,100	337,600	381,300	390,800
98		292,500	338,100	381,800	391,100
99		292,700	338,500	382,200	391,400
100		293,200	339,000	382,600	391,600
101		293,400	339,400	382,900	391,800
102		293,600	339,900	383,400	392,100
103		294,000	340,400	383,800	392,400
104		294,300	340,900	384,200	392,600
105		294,600	341,200	384,500	392,800
106			341,600	385,000	393,100
107			342,100	385,400	393,400
108			342,500	385,800	393,600
109			342,800	386,100	393,800
110			343,200	386,600	394,100
111			343,700	387,000	394,400
112			344,100	387,400	394,600
113			344,300	387,700	394,800
114			344,700	387,900	
115			345,200	388,100	
116			345,600	388,300	
117			345,700	388,500	
118			346,200	388,700	
119			346,600	388,900	
120			346,900	389,100	
121			347,200	389,300	
122			347,600	389,500	
123			348,000	389,700	
124			348,400	389,900	

	125			348,900	390,100	
	126			349,400	390,300	
	127			349,800	390,500	
	128			350,200	390,700	
	129			350,700	390,900	
	130			351,100	391,100	
	131			351,400	391,300	
	132			351,700	391,500	
	133			352,200	391,700	
	134				391,900	
	135				392,100	
	136				392,300	
	137				392,500	
再任用 職員		190,100	218,000	258,600	278,300	293,600

備考 この表は、ごみの収集、機器の運転操作その他の規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	273,900	335,100	374,700	473,400	540,500
2	277,900	338,100	377,800	475,700	543,800
3	281,900	341,000	380,900	477,900	547,100
4	286,000	344,100	384,000	480,200	550,400
5	289,800	346,800	386,900	482,600	553,500
6	293,900	350,100	389,900	484,800	556,700
7	297,800	353,200	392,900	487,000	559,900
8	301,700	356,400	395,800	489,200	563,100
9	305,600	359,200	398,600	491,200	566,100
10	309,200	362,100	401,500	493,300	569,200
11	312,700	365,300	404,500	495,400	572,300
12	316,400	368,500	407,300	497,500	575,400
13	320,000	371,500	410,000	499,600	578,300
14	323,800	375,200	412,700	501,700	580,700
15	327,300	378,400	415,500	503,900	583,100
16	330,800	382,100	418,200	506,000	585,500
17	334,400	385,800	420,600	508,100	587,700
18	337,200	388,500	423,400	510,100	589,200

19	339,800	391,300	426,000	512,100	590,700
20	342,400	394,100	428,700	514,100	592,200
21	345,300	397,000	431,100	515,900	593,700
22	347,400	399,600	433,600	517,700	594,800
23	349,600	402,200	436,000	519,600	595,900
24	352,000	404,700	438,500	521,500	596,800
25	354,400	406,900	440,600	523,300	598,000
26	356,800	409,200	443,100	525,100	599,000
27	359,000	411,400	445,400	526,900	600,000
28	361,500	413,700	447,800	528,700	601,000
29	364,000	416,100	449,400	530,400	602,000
30	366,400	418,200	451,800	532,200	603,000
31	368,800	420,200	454,200	534,000	604,000
32	371,000	422,300	456,500	535,800	605,000
33	373,300	424,400	458,500	537,400	606,000
34	374,800	426,300	460,800	539,200	607,000
35	376,300	428,100	463,100	540,900	608,000
36	377,700	430,100	465,400	542,800	609,000
37	379,000	432,000	467,600	544,400	610,000
38	380,400	434,000	469,900	546,000	611,000
39	381,900	436,100	472,200	547,400	612,000
40	383,400	438,100	474,400	549,000	613,000
41	384,700	439,900	476,400	550,500	614,000
42	385,700	441,700	478,500	551,900	615,000
43	386,700	443,400	480,600	553,300	616,000
44	387,600	445,300	482,800	554,600	617,000
45	388,500	447,200	484,900	555,800	618,000
46	389,400	449,000	486,700	556,800	619,000
47	390,100	450,800	488,500	557,800	620,000
48	391,000	452,500	490,300	558,800	621,000
49	391,800	454,300	492,000	559,800	622,000
50	392,700	456,100	493,800	560,700	623,000
51	393,500	457,900	495,600	561,600	624,000
52	394,400	459,700	497,400	562,500	625,000
53	395,000	461,600	499,000	563,400	626,000
54	395,500	462,800	500,700	564,300	627,000
55	395,900	464,000	502,600	565,200	628,000
56	396,400	465,300	504,400	566,100	629,000
57	396,700	466,500	506,000	567,000	630,000
58		467,500	507,300	567,900	631,000
59		468,500	508,600	568,800	632,000
60		469,500	509,900	569,500	633,000
61		470,300	511,000	570,400	634,000
62		471,000	512,300	571,300	635,000
63		471,700	513,600	572,200	636,000

64	472,400	514,900	573,100	637,000
65	473,100	515,900	574,000	638,000
66	473,800	516,700	574,900	
67	474,500	517,500	575,800	
68	475,300	518,300	576,700	
69	475,600	519,200	577,600	
70	476,300	520,000	578,500	
71	477,000	520,900	579,400	
72	477,700	521,700	580,300	
73	478,100	522,700	581,200	
74	478,700	523,600	582,100	
75	479,400	524,300	583,100	
76	480,100	525,200	584,000	
77	480,500	526,100	584,900	
78	481,100	526,900	585,800	
79	481,700	527,800	586,700	
80	482,200	528,700	587,600	
81	482,800	529,500	588,500	
82	483,300	530,400	589,400	
83	483,800	531,300	590,300	
84	484,300	532,000	591,200	
85	484,800	532,800	592,100	
86	485,400	533,700	593,000	
87	485,800	534,600	593,900	
88	486,300	535,500	594,800	
89	486,800	536,300	595,700	
90	487,400	537,200	596,600	
91	488,000	538,100	597,500	
92	488,400	539,000	598,400	
93	488,900	539,800	599,300	
94	489,500	540,700		
95	490,100	541,600		
96	490,700	542,500		
97	491,200	543,400		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

(単位 円)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員	1	175,900	215,900	248,800	278,400	320,600	334,900	363,300	428,100
	2	177,800	217,600	250,100	280,300	322,600	337,100	366,000	430,700
	3	179,600	219,300	251,300	282,500	324,800	339,100	368,500	433,100
	4	181,500	221,000	252,700	284,600	326,900	341,300	371,200	435,700
	5	183,500	222,500	253,900	286,800	328,800	343,100	373,500	438,000
	6	185,000	224,100	255,100	288,900	331,000	345,200	376,200	440,500
	7	186,500	225,700	256,400	291,000	332,900	347,400	378,700	442,900
	8	188,000	227,300	257,500	293,100	335,100	349,500	381,400	445,400
	9	189,600	228,800	258,800	295,100	336,900	351,000	383,400	447,700
	10	191,100	230,400	259,800	297,300	338,900	353,000	385,700	450,100
	11	192,700	231,900	260,800	299,400	341,100	354,900	387,800	452,600
	12	194,100	233,500	261,800	301,600	343,100	356,900	390,000	455,000
	13	195,600	234,700	263,100	303,700	344,600	358,800	392,000	457,400
	14	196,900	236,200	264,600	305,600	346,600	360,800	394,000	458,900
	15	198,200	237,600	266,200	307,700	348,400	362,800	396,000	460,200
	16	199,500	238,800	267,600	309,700	350,400	364,800	398,000	461,400
	17	200,900	240,500	269,200	311,800	352,300	366,600	399,800	462,600
	18	202,400	242,000	271,000	313,800	354,200	368,600	401,800	463,900
	19	203,800	243,200	272,800	315,900	356,200	370,700	403,600	465,200
	20	205,200	244,600	274,600	318,000	358,200	372,800	405,700	466,400
	21	206,300	245,600	276,400	319,700	359,900	374,200	407,400	467,600
	22	207,600	246,800	278,200	321,700	361,900	376,000	409,000	469,000
	23	208,900	248,000	280,000	323,500	364,000	377,800	410,600	470,400
	24	210,200	249,200	281,700	325,500	366,000	379,500	412,000	471,500
	25	213,000	250,600	283,600	327,300	367,400	381,300	413,500	472,900
	26	214,600	251,600	285,500	329,200	369,200	382,800	414,800	474,200
	27	216,300	252,600	287,400	331,200	370,900	384,400	416,100	475,500
	28	218,000	253,700	289,200	333,200	372,600	386,100	417,300	476,900
	29	219,300	254,900	291,100	334,600	374,400	387,400	418,600	478,300
	30	220,800	256,400	292,900	336,400	375,900	388,700	419,800	479,400
	31	222,300	257,800	294,700	338,100	377,400	390,000	421,000	480,400
	32	223,800	259,300	296,700	339,900	379,100	391,200	422,000	481,500
	33	225,200	260,700	298,400	341,600	380,400	392,300	423,200	482,600
	34	226,600	262,400	300,100	343,400	381,700	393,500	424,400	483,500
	35	227,900	264,100	301,900	345,300	382,900	394,600	425,600	484,400
	36	229,200	265,700	303,700	347,100	384,100	395,700	426,700	485,200
	37	230,600	267,200	305,100	348,900	385,200	396,500	428,000	486,200
	38	232,000	269,100	306,800	350,600	386,400	397,300	428,800	487,100
	39	233,600	270,800	308,300	352,200	387,400	398,100	429,200	488,000
	40	235,000	272,500	310,000	353,900	388,500	398,900	429,900	488,900
	41	236,200	274,000	311,700	355,100	389,300	399,300	430,400	489,900
	42	237,500	275,700	313,400	356,200	390,100	399,900	430,800	490,700

43	238,500	277,400	315,000	357,400	390,900	400,500	431,200	491,600
44	239,800	279,000	316,700	358,600	391,700	400,900	431,500	492,500
45	241,200	280,600	317,700	359,700	392,100	401,300	431,900	493,500
46	242,600	282,300	319,100	360,500	392,700	401,600	432,300	494,400
47	243,700	284,000	320,600	361,700	393,100	401,900	432,700	495,200
48	245,000	285,700	322,200	362,800	393,500	402,200	433,000	496,100
49	246,300	287,200	323,700	363,800	393,900	402,500	433,300	497,100
50	247,500	288,900	325,000	364,800	394,200	402,800	433,700	
51	248,700	290,600	326,200	365,800	394,500	403,100	434,000	
52	249,800	292,200	327,500	366,800	394,800	403,400	434,300	
53	250,900	293,500	328,600	367,600	395,100	403,700	434,600	
54	252,300	295,100	329,600	368,400	395,400	404,000	435,000	
55	253,900	296,500	330,700	369,300	395,700	404,300	435,300	
56	255,300	298,100	331,700	370,200	396,000	404,700	435,600	
57	256,900	299,400	332,200	370,700	396,300	404,900	435,900	
58	258,300	300,900	333,100	371,500	396,600	405,200	436,200	
59	259,700	302,300	333,900	372,300	396,900	405,500	436,500	
60	261,000	303,800	334,800	373,100	397,300	405,800	436,800	
61	262,100	304,900	335,600	373,500	397,500	406,000	437,100	
62	263,600	306,100	336,000	374,200	397,800	406,300	437,500	
63	265,000	307,300	336,600	374,900	398,100	406,600	437,800	
64	266,300	308,700	337,300	375,600	398,400	406,900	438,100	
65	267,200	310,100	337,900	376,000	398,600	407,100	438,400	
66	268,500	311,300	338,600	376,600	398,800	407,400		
67	269,800	312,600	339,300	377,300	399,100	407,700		
68	271,100	313,800	340,000	377,900	399,400	408,000		
69	272,000	315,200	340,700	378,300	399,600	408,200		
70	273,300	316,000	341,200	378,800	399,900	408,500		
71	274,600	316,800	341,800	379,300	400,200	408,800		
72	275,900	317,600	342,400	379,800	400,500	409,100		
73	276,800	318,200	342,700	380,400	400,700	409,300		
74	277,900	318,900	343,300	380,900	401,000	409,600		
75	278,800	319,600	343,800	381,500	401,300	409,900		
76	279,900	320,200	344,400	382,100	401,600	410,200		
77	280,900	320,900	344,900	382,600	401,800	410,400		
78	281,900	321,100	345,400	383,100	402,100	410,700		
79	283,100	321,700	345,900	383,600	402,400	411,000		
80	284,200	322,400	346,300	384,100	402,700	411,300		
81	284,900	323,000	346,600	384,400	402,900	411,500		
82	285,600	323,500	346,900	384,900	403,200	411,800		
83	286,100	324,000	347,300	385,300	403,500	412,100		
84	286,900	324,500	347,600	385,700	403,800	412,400		
85	287,700	325,100	348,100	386,100	404,000	412,600		
86		325,600	348,400	386,600	404,300	412,900		
87		326,000	348,700	387,000	404,500	413,200		

	88		326,500	349,000	387,400	404,800	413,500		
	89		327,000	349,500	387,800	405,000	413,700		
	90		327,400	349,800	388,300	405,300			
	91		327,600	350,200	388,700	405,600			
	92		328,000	350,500	389,100	405,900			
	93		328,400	350,900	389,500	406,100			
	94		328,800	351,200					
	95		329,200	351,500					
	96		329,600	351,800					
	97		329,900	352,100					
	98		330,100	352,500					
	99		330,500	352,900					
	100		330,800	353,300					
	101		331,000	353,800					
	102			354,200					
	103			354,600					
	104			355,000					
	105			355,500					
再任用 職員		190,100	217,000	245,500	259,000	284,500	322,400	364,600	426,100

備考 この表は、市民病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

(単位 円)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1		175,400	209,400	247,000	260,600	283,600	327,900	366,300
	2		177,200	210,900	248,300	261,600	285,400	330,000	368,800
	3		178,800	212,300	249,500	262,500	287,200	332,000	371,500
	4		180,300	213,600	250,800	263,600	289,100	334,200	374,000
	5		181,800	215,000	251,900	264,300	290,900	336,200	376,200
	6		183,900	216,600	253,000	265,300	292,700	338,300	378,500
	7		185,900	218,100	253,900	266,100	294,600	340,400	380,800
	8		187,900	219,300	254,800	267,100	296,400	342,500	383,000
	9		190,200	220,700	256,100	268,200	298,300	344,000	385,000
	10		192,300	222,200	257,200	269,000	300,100	346,000	387,100

11	194,400	223,800	258,000	270,100	301,900	347,900	389,200
12	196,600	225,300	259,000	271,300	303,800	349,900	391,500
13	198,700	226,700	259,800	272,600	305,400	351,900	393,300
14	200,900	228,400	260,700	273,900	307,000	354,000	395,300
15	203,200	230,200	261,700	275,100	308,800	356,100	397,400
16	205,400	231,900	262,600	276,500	310,600	358,100	399,600
17	207,400	233,300	263,500	277,800	312,400	360,000	401,600
18	208,700	235,000	264,500	279,200	314,000	362,000	403,700
19	210,100	236,700	265,400	280,400	315,700	364,100	405,900
20	211,400	238,500	266,400	281,900	317,400	366,200	407,900
21	212,600	240,100	267,700	283,500	318,700	367,900	409,800
22	213,800	241,500	269,000	285,100	320,200	370,000	411,600
23	215,100	242,800	270,200	286,600	321,700	372,100	413,400
24	216,300	244,000	271,400	288,000	323,200	374,100	415,300
25	217,700	245,200	272,600	289,300	324,700	376,100	416,900
26	219,000	246,300	274,100	291,100	326,100	377,700	418,500
27	220,300	247,200	275,800	292,900	327,600	379,500	420,200
28	221,600	248,300	277,200	294,600	329,200	381,400	421,700
29	223,000	249,400	278,800	296,100	330,400	383,200	423,000
30	224,500	250,600	280,300	297,700	331,900	384,900	424,300
31	225,800	251,500	281,600	299,300	333,300	386,800	425,900
32	227,200	252,600	282,900	301,000	334,800	388,600	427,300
33	228,200	253,200	284,600	302,400	336,400	390,300	429,000
34	229,600	254,100	286,000	303,900	337,900	392,000	430,600
35	231,100	255,000	287,500	305,500	339,400	393,800	431,900
36	232,500	255,900	288,900	307,100	340,900	395,500	433,300
37	233,700	256,700	290,400	308,500	342,600	397,100	434,400
38	235,100	257,800	292,000	309,900	344,200	398,700	435,700
39	236,400	258,700	293,500	311,300	345,700	400,500	436,900
40	237,800	259,700	295,100	312,900	347,300	402,300	438,300
41	238,800	260,700	296,400	314,400	348,500	403,800	439,300
42	239,900	261,900	297,800	315,800	350,000	405,300	440,000
43	240,900	263,100	299,300	317,200	351,500	406,800	440,800
44	242,000	264,400	300,900	318,700	352,900	408,100	441,300
45	243,100	265,500	302,100	319,600	354,500	409,200	442,200
46	244,300	267,000	303,400	321,100	355,500	410,300	442,900
47	245,300	268,400	304,600	322,500	357,000	411,400	443,700
48	246,300	269,800	306,000	324,000	358,200	412,600	444,500
49	247,100	271,500	307,400	325,100	359,600	413,900	445,200
50	248,100	273,100	308,800	326,500	361,000	415,000	445,900
51	248,800	274,600	310,200	327,800	362,300	416,200	446,500
52	249,800	276,100	311,600	329,100	363,700	417,300	447,300
53	250,800	277,600	312,500	330,500	365,200	418,400	448,100
54	251,800	279,100	313,700	331,900	366,400	419,400	448,900
55	252,600	280,600	314,900	333,300	367,500	420,500	449,600

56	253,600	281,900	316,400	334,600	368,700	421,600	450,300
57	254,500	283,400	317,500	335,500	369,800	422,700	451,000
58	255,500	285,000	318,800	336,800	370,700	423,200	451,800
59	256,600	286,500	320,100	338,000	371,700	423,800	452,500
60	257,600	288,000	321,300	339,300	372,700	424,200	453,200
61	258,400	289,100	322,600	340,400	373,300	424,800	454,000
62	259,500	290,600	324,000	341,300	374,100	425,300	454,800
63	260,600	292,200	325,300	342,500	374,900	425,700	455,500
64	261,800	293,600	326,600	343,800	375,700	426,200	456,100
65	263,200	294,700	327,300	344,900	376,400	426,800	456,900
66	264,600	296,100	328,400	346,100	377,100	427,200	457,700
67	265,900	297,300	329,500	347,300	377,900	427,500	458,400
68	267,100	298,700	330,400	348,400	378,500	427,800	459,100
69	268,100	300,100	331,700	349,400	379,100	428,200	459,900
70	269,200	301,400	332,500	350,400	379,700	428,600	
71	270,500	302,600	333,600	351,500	380,400	428,900	
72	271,800	303,900	334,800	352,600	381,000	429,200	
73	272,800	304,600	335,900	353,400	381,700	429,600	
74	273,800	305,800	337,100	354,500	382,200	430,000	
75	274,900	306,900	338,200	355,600	382,800	430,300	
76	276,000	308,100	339,400	356,700	383,300	430,600	
77	276,800	309,200	340,600	357,400	383,700	431,000	
78	277,800	310,400	341,700	358,200	384,300	431,400	
79	278,900	311,700	342,700	359,000	384,800	431,700	
80	280,000	312,800	343,800	359,700	385,100	432,000	
81	280,900	314,100	344,700	360,300	385,400	432,400	
82	281,800	315,300	345,700	360,900	385,900		
83	282,600	316,500	346,600	361,500	386,300		
84	283,600	317,700	347,600	362,000	386,600		
85	284,600	318,600	348,700	362,600	386,900		
86	285,600	319,300	349,500	363,100	387,400		
87	286,500	320,000	350,300	363,700	387,900		
88	287,500	320,600	351,100	364,200	388,300		
89	288,200	321,300	351,700	364,600	388,600		
90	289,000	321,600	352,300	365,000	389,000		
91	289,600	322,200	353,000	365,600	389,500		
92	290,500	322,900	353,600	366,100	389,900		
93	291,400	323,300	354,000	366,400	390,300		
94	292,200	323,900	354,400	366,900	390,700		
95	293,000	324,500	354,900	367,300	391,200		
96	293,800	325,200	355,300	367,600	391,600		
97	294,500	325,600	355,800	368,200	392,000		
98		326,100	356,200	368,700	392,400		
99		326,600	356,800	369,200	392,900		
100		327,100	357,200	369,700	393,300		

101		327,500	357,500	370,300	393,700			
102		327,900	358,000	370,800	394,100			
103		328,200	358,400	371,300	394,600			
104		328,500	358,700	371,700	395,000			
105		328,900	359,200	372,300	395,400			
106			359,700	372,800	395,800			
107			360,200	373,300	396,300			
108			360,700	373,800	396,700			
109			361,200	374,400	397,100			
110			361,700	374,800				
111			362,200	375,300				
112			362,600	375,800				
113			363,000	376,400				
114			363,400	376,800				
115			363,900	377,300				
116			364,500	377,800				
117			364,900	378,400				
118				378,800				
119				379,300				
120				379,800				
121				380,400				
122				380,800				
123				381,300				
124				381,800				
125				382,400				
126				382,800				
127				383,300				
128				383,800				
129				384,400				
再任用 職員		238,200	258,800	266,100	276,400	293,000	330,600	375,700

備考 この表は、市民病院等に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「200円」を「300円」に改める。

第18条第2項中「100分の95」を「100分の90」に，「100分の115」を「100分の110」に，「100分の45」を「100分の42.5」に，「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に，「100分

の「1.725」を「100分の1.65」に、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

第3条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「及び附則第5項第3号」を削り、同条第2項中「場合においては」を「場合には」に改め、「及び附則第8項」を削り、同条第4項中「。附則第5項第3号において同じ。」を削る。

第18条第1項及び第2項中「及び附則第5項第4号」を削る。

附則第5項第3号中「基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び」を「6月1日及び12月1日現在（退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この号及び次号において「基準日現在」という。）において当該特定職員が受けるべき給料月額及び」に改める。

（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」とする。」を「100分の167.5」とする。」に改める。

第5条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第6条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「637,600円」を「638,000円」に改める。

第7条第2項第2号の表自転車を主として使用する場合の欄中「110円」を「115円」に、「220円」を「225円」に、「365円」を「370円」

に、「510円」を「515円」に、「655円」を「660円」に、「800円」を「805円」に、「945円」を「950円」に、「1,090円」を「1,095円」に、「1,230円」を「1,235円」に、「1,320円」を「1,325円」に、「1,410円」を「1,415円」に、「1,500円」を「1,505円」に、「1,590円」を「1,595円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第6条の規定は平成30年4月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（藤沢市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第18条第2項及び附則第8項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例又は改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職員の給与の改定措置を講ずる等の必要による。

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部
を次のように改正する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部
を次のように改正する。

第5条の4第1項中「100分の87」を「100分の837」に改める。

第6条及び第6条の2中「4959」を「47709」に改める。

(藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤沢市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第9条第2項中「(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間
に限る。)」を削り、「その月数の4分の1に相当する月数」を「当該職員の最初の
育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の4分
の1に相当する月数, 1歳に達した日の属する月後の期間にあってはその月数の2分
の1に相当する月数, 当該職員の最初の育児休業に係る子以外の子が1歳に達した日
の属する月までの期間にあってはその月数の6分の1に相当する月数, 1歳に達した
日の属する月後の期間にあってはその月数の4分の1に相当する月数」に改める。

附 則

この条例は,平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の退職手当の見直し等に準じ、本市職員の退職手当について見直しを図る必要による。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表19の項中「又は第12項ただし書」を「第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表22の項、29の項、32の項、41の項、48の項及び59の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第6の1の表10の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表第7の1の表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、
「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を
「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、
「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を
「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、
「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を
「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、
「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を
「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、
「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を
「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、
「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を
「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、
「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6の項中

「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を
「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、
「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を
「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、
「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を
「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、
「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を
「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、
「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を
「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、
「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を
「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、
「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表8の項中
「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を
「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、
「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を
「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、
「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を
「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、
「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を
「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、本市における手数料について同様に変更する等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の廃止について

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成24年藤沢市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市計画区域内の土地を譲渡しようとする場合の届出を要する土地の規模を公有地の拡大の推進に関する法律施行令で定める規模とするため、条例を廃止する必要による。

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の
一部改正について

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を次のよ
うに改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例（平成3年藤沢
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「公募」の次に「（一般競争入札を除く。以下同じ。）」を加え、
同条第3項第3号中「による」を「により処分する場合において」に改め、同項中
第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 一般競争入札により処分する場合において、落札者がいなかったとき又は
落札者と契約に至らなかったとき。

第9条中「処分価格」の次に「又は最低処分価額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、北部第二（三地区）土地区画整理事業における保留地
について処分金の増収を図るため、譲渡価額を定めて行う公募による処分のほか一
般競争入札による処分を導入する必要による。

藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業施行条例の廃止について

藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業施行条例（平成5年藤沢市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理事業が完了したことに伴い、条例を廃止する必要による。

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（令第8条第1項に規定する条例で定める割合）

第6条の2 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50（辻堂南部公園にあつては、100分の70）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園に設ける運動施設の当該都市公園の敷地面積に対する割合について条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定める必要による。

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2境川右岸鵜沼東地区整備計画区域の項建築してはならない建築物の欄第5号中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表辻堂駅北口地区整備計画区域の項E-1街区E-2街区の項第3号、新産業の森北部地区整備計画区域の項幹線道路沿道地区Aの項第2号、同項幹線道路沿道地区Bの項第2号、同項地域産業地区の項第2号及び同項産業地区の項第2号中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号イ中「控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者が70歳以上の者」に、「同項第34号の4」を「所得税法第2条第1項第34号の4」に、「その老人控除対象配偶者」を「その同一生計配偶者」に改める。

第15条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第17条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第43条及び第44条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公営住宅法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第3条第1項第2号中「記録されている者」の次に「又はこの市の区域内に住所を有する者」を加え，同条第2項第3号中「第6条の3」を「第6条の4」に改め，同条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め，同項第1号中「6月30日」を「9月30日」に改め，同項第2号中「7月1日」を「10月1日」に改める。

第4条第1項中「（児童等以外の小児については，入院に係るものに限る。）」を削る。

第5条第1項中「児童等の」を削り，同条第3項を削る。

第6条中「児童等の」を削る。

附 則

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，第2条及び第3条の改正規定（同条第3項各号の改正に係る部分を除く。）は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定は，この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し，同日前に行われた給付等については，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、通院にかかる療養の給付等が行われた場合における助成の対象について、中学生の通院を新たに対象とする等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この市が行う国民健康保険の事務は、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に改め、「政令第362号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般

被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保健事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以

下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第13条第1項第1号中「100分の50」を「100分の56」に、「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の31」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の13」に改める。

第13条の2中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)」に改める。

第14条第1項中「540,000円」を「それぞれ政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」に改める。

第14条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付

を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の2の4第1項第1号中「100分の50」を「100分の56」に、「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「方法の例」を「方法」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の31」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の13」に改める。

第14条の2の9第1項中「190,000円」を「それぞれ政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」に改める。

第14条の2の10第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の56」に、「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の31」に改め、同項第3号中「100分の15」を「100分の13」に改める。

第14条の6第1項中「160,000円」を「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

第14条の7第1項及び第14条の7の2中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改める。

第14条の7の3第1項第2号中「氏名」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号」を加え、同条第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

第14条の8中「前条」を「第14条の7」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条の2及び第14条の8の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が制定され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「以下「合計所得金額」という」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「段階判定所得金額」という」に改め、同項第7号ア、同項第8号ア、同項第9号ア、同項第10号ア及び同項第11号ア中「合計所得金額」を「段階判定所得金額」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、平成30年度から平成32年度までにおける保険料を

規定し、及び介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の改正をする必要による。

藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例の制定について
藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第81条第1項及び第2項並びに第47条第1項第1号の規定に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援等の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の資格）

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第3条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（記録の整備）

第4条 前条の規定により基準とする省令第29条第2項の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が制定され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について新たに本市の条例において定める必要による。

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の全部改正）

第1条 藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第46号）の全部を改正する。

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに，法第78条の2の2第1項の規定に基づく共生型地域密着型サービスに関する基準並びに法第78条の4第1項，第2項及び第5項の規定に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（法第78条の2第1項の条例で定める数）

第2条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める数は，29人とする。

（指定地域密着型サービス事業者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準

用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、法人であって藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(共生型地域密着型サービスに関するものを含む。)は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第5条 前条の規定により基準とする省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の設備)

第6条 第4条の規定により基準とする省令第132条第1項第1号イについては、同イ中「, 2人」とあるのは、「2人, その他市長が特に必要と認める場合にあっては4人以下」とする。

(藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の全部改正)

第2条 藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例(平成25年藤沢市条例第45号)の全部を改正する。

藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の12の2第1項の規定に基づく共生型地域密着型介護予防サービスに関する基準並びに法第115条の14第1項、第2項及び第5項の規定に基づく指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)

第2条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は，法人であつて藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営に関する基準(共生型地域密着型介護予防サービスに関するものを含む。)並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は，この条例に定めるもののほか，指定地域密着型介護予防サービスの人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第4条 前条の規定により基準とする省令第40条第2項，第63条第2項及び第84条第2項の適用については，これらの規定中「2年間」とあるのは，「5年間」とする。

(藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例の全部改正)

第3条 藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例(平成27年藤沢市条例第41号)の全部を改正する。

藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者

の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の24第1項及び第2項並びに法第59条第1項第1号の規定に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定介護予防支援事業者の資格)

第2条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であつて藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定介護予防支援等の基準)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第4条 前条の規定により基準とする省令第28条第2項の適用については、同項の規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法の一部が改正され、並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、関係する条例について規定の形式その他の所要の改正をする必要による。

藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤沢市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第3条第2号中「2,500,000円」を「1,000,000円」に、
「1,250,000円」を「500,000円」に改める。

第17条第2項の表障がいの項中「800,000円」を「300,000円」に
改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、保険その他の補償制度が拡充してきたことに鑑み、災害弔慰金及び災害見舞金のうち本市が独自に支給するものの金額を見直す必要による。

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成17年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「この市」を「神奈川県」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、浄化槽管理士が減少していることに伴い、市民の業者選択の自由度を高めるため、この市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営む者の設置する営業所が所在しなければならない区域を拡大する必要による。

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り，同表2の項中

1体につき3000円
1体につき2000円

を

「

1体につき4800円
1体につき2500円

に改め，同項を同表1の項とし，同表3の項中

「1の項及び2の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等」を「1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等」に，

事業活動に伴い排出される物（規則で定める特別大型ごみ（以下この表において「特別大型ごみ」という。）を除く。）を市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき200円。ただし，搬入重量が10キログラム以下のときは一律200円とする。
事業活動に伴い排出される特別大型ごみを市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。	1個につき1000円

一般家庭から臨時に排出された物（規則で定める大型ごみ（以下この表において「大型ごみ」という。）及び特別大型ごみを除く。）を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき70円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律70円とする。	を
一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき70円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律70円とする。	

事業活動に伴い排出される一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
一般家庭から臨時に排出された物（規則で定める大型ごみ（以下この表において「大型ごみ」という。）及び規則で定める特別大型ごみ（以下この表において「特別大型ごみ」という。）を除く。）を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	に
一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	

改め、同項を同表2の項とし、同表備考を次のように改める。

備考 2の項に規定する一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる重量が10キログラムを超える場合で、5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。

別表第2中	10キログラムにつき200円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律200円とする。	を
-------	---	---

10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	に改める。
---	-------

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日

以後に搬入された一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、一般廃棄物の処分に係る処理手数料等について、負担割合を見直し、その額を改定する必要がある。

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を
次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条を次のように改める。

（公務災害補償の種類等）

第2条 公務災害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の公務災害補償に関し
必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る
損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

第3条中「（以下「消防作業従事者」という。）」、「（以下「救急業務協力者」と
いう。）」、「（以下「水防従事者」という。）」、「（以下「応急措置従事者」とい
う。）」及び「（以下「消防作業等」という。）」を削る。

「第2章 公務災害補償」を削る。

第4条を次のように改める。

（公務災害補償を受ける権利）

第4条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる
ことはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補
償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に
供する場合は、この限りでない。

第5条から第18条までを削る。

第19条第1項中「市長は、消防団員等に対して」を「市長は、」に、「当該消防団員等」を「当該支給を受けた者」に改め、同条を第5条とする。

第20条を削る。

「第3章 雑則」を削る。

第21条を第6条とし、第22条を第7条とする。

附則中第3条の3から第5条までを削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、規定の形式その他の所要の改正をする必要による。

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第34号を第35号とし、第16号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(6) 乳腺外科

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、乳がんその他の乳腺疾患に対応し診療体制の強化を図るため、新たな診療科目を設ける必要による。